

営業権譲渡契約書

(以下甲という)と (以下乙という)とは、次の通り営業譲渡契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、第2条記載の営業権一切を譲渡することを約し、乙はこれを承諾する。

第2条 本譲渡契約に定める営業権とは、店舗兼事務所に現存する商品、営業用動産、甲名義の電話加入権、店舗兼事務所の造作全部、得意先及び仕入先に対する権利その他営業上の権利一切並びに店舗兼事務所の貸借権を包含したものをいう。

第3条 甲は、前条記載の貸借権譲渡については、既に賃貸人の承諾を得た事を保証する。

第4条 甲は、乙に対し平成 年 月 日までに第2条記載の事務所兼店舗を明け渡すとともに、同条記載の物件全部並びに営業用帳簿及び書類を引き渡し、かつ、営業承諾の諸手続を完了しなければならない。

第5条 乙は、甲が現に雇用している従業員については、従前の雇用契約就業規則等一切の諸規則に定める労働条件のとおり、契約締結日をもって雇用に関する身分関係一切を引継承継する。

なお、上記については、従業員一同全く異論の無いことを、甲乙双方確認する。

第6条 本件営業に関する公租公課は、本契約成立の前日までの分は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。

第7条 甲は、同一営業をする等して、乙の営業を妨害するような行為は一切してはならない。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

譲渡人 甲 印

譲受人 乙 印